

## 岡崎市市民参加型市政の推進に関する指針（素案）に対する意見と市の考え方

### 【概要】

- ・パブリックコメント募集期間：令和3年10月7日（木）～11月8日（月）
- ・意見提出方法：直接持ち込み6件、郵送0件、ファクス0件、電子メール13件、電子申請総合窓口2件
- ・提出人数：21人
- ・意見件数：69件

### 【市民参加型市政の制度全般に関する御意見】

No.	意見	市の考え方
1	<p>今回、岡崎市が目指している更なる「市民参加型行政」の実現は、従来からの「市民協働推進条例」等や議会での「議会基本条例」の趣旨にも合致し、より一層、市民の声を反映させた市長はじめ実施機関、そして、議会での取り組みが実現できる制度となることを期待します。また、説明書を併記し、コンセプトのキャッチコピーを使い、より具体的に何を目指そうとしているのかが分かりやすくなっています。また、施行後1年を目途に見直しと適切な措置を講ずると明記してある点についても評価します。</p>	<p>市民参加型市政の推進について御賛同をいただき、ありがとうございます。</p> <p>計画の策定や事業の推進において、積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。</p> <p>また、市民参加型市政にゴールはないものと考えますので、随時、より良い制度となるよう見直しを行いながら、岡崎市版の市民参加型市政を作っていきたいと考えております。</p>
2	<p>岡崎市が「検討及び構想段階から市民に向けて情報発信し、幅広く市民参加の機会を提供する」という基本理念に賛成します。市政に関する正確で分かりやすい情報の迅速な提供という姿勢を評価します。</p> <p>常日頃情報公開を求めている経験からは、正確でわかりやすい情報が提供されてきているとは到底感じません。職員の保身か、いいわけか、はぐらかしのような印象を何度も受けました。そうしたことから、検討及び構想段階から職員の情報提供や検討すべき問題の整理を真摯に行っていただけるような体制づくりをしていただきたいと思います。</p>	
3	<p>市が抱える課題や悩みを公開し、市民の思い・アイデアを聴き、納得感ある、かつ、効率的な市政を行うこと、同時に市政に対するファンや運用段階の担い手を増やすことは大変良いことだと思います。ただ、実際の運用方法に具体性が乏しく、運用段階で従来と変わらない市民参加に留まってしまわない様にして頂くことを希望します。</p>	
4	<p>とても素晴らしい取り組みだと思います。確か岡崎市の生産年齢人口も2025年から減少に転じるとあったかと記憶しております。ですから、今から“市民の意見が反映される市政岡崎”を打ち出し、人口増加（転入者を増やす）へとつなげる新たな取組は、とても重要だと思いますし、急務だと思います。</p>	

5	<p>岡崎市市民参加型市政の推進に賛成します。その理由として、市長の政策を、市議会の複数の会派の要望により覆されそうになった時に、市民に意見を募るこのシステムがうまく働くのではないかと考えるからです。例えば、6月2日の市議会における大原議員が、コンベンション施設建設中止を公約にして当選した市長が、あるシンポジウムに参加して「議会の4会派からコンベンション事業の要望があった」とし、さらに「市民の意見を聞いて必要があれば年内には建設に向けて事業を進めていきたい」と発言したことに、考えが変わったのかと質したのに対して、市長は「変わっていない。一貫している。」と答えています。また、別の質問には、市の総合政策部長は「コンベンション施設は多くの人から賛同を得ている」と断った上で、「市民にとって必要なのか意見を募りたい」と答弁し、市長も「数回アンケート調査を行い、直接対話型で意見を聞いている」と答えています。しかし、これらの答弁は、客観的に、市として市長の公約を反故にし建設推進で一致しているように見えます。特に、市の担当者については、今後の予定として意見を聞きたいと取れますが、市長の答弁については、完了形に聞こえます。数回のアンケートのことは市民として知らなかったし、直接対話したこともありません。この議会での質疑応答を見るに、市長は、コンベンション施設建設中止に賛同して投票した選挙民の意見を無視して、議会の要望や一部市民との対話で簡単に政策を変更してしまう恐れを抱いています。一人一人の市民が議会の内容を毎回フォローするのは困難だし、アンケートや市長との直接対話の機会が市民に周知されていたかは甚だ疑問です。そこで今回の市民参加型市政の推進の素案にあるように、市が積極的に情報を発信し、市民のコメントを募る方法は非常に意義のあることだと思います。</p>	
6	<p>市民参加型の素案を読ませていただきましたがよいと思います。ただ、どの程度市民の意見が反映されるのかはわかりませんが、岡崎が住みやすいところだと感じられるか楽しみにしています。岡崎市は広いので、それぞれの地域で特性があるかと思うので、より小さいエリアでまんべんなく意見を聴いていただけるといいなと思いました。全員が賛成できることはないと思いますが。</p>	
7	<p>指針の全体像としては、情報公開を前提として、説明責任を果たし、そのうえで市民参加を実施するという考え方が示されており、よい内容と思いました。</p>	
8	<p>基本理念 概ね賛成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に課題、悩みを公開することで、市政の目指すものが明確になり、政策、事業の本質の理解が進むと思います。</li> <li>・早い段階から市民の声を聞く事で、後戻りの無駄をなくす事が期待されます。そのためには、誰に聞くのか。聞く相手の選択をまちがわない工夫が必要です。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なぜ？」の視点は大切だと思いますが、市として何を目標しているのかを明確にする事が前提だと思います。目的そのものへの「なぜ？」目的に向かうための「なぜ？」が出てくると思います。</li> <li>・ファンを増やしたいのは当然ですが、まず、関心を持ってもらう人を増やしたいです。反対の人も関心を持っているから反対意見が出るのであって、無関心の人からは何も出てきません。</li> </ul>	
9	貴素案に大賛成します。今、社会のさまざまな所で多様な考えや要望が出ており、特に市民の共感や納得感はその事業達成の為の原動力です。その分、市長・職員の皆様は大変ですが、応援しますのでがんばってください。	
10	中根市長が標榜する市民参加型市政の推進のために「指針」を策定することには、大いに結構である。	
11	素晴らしい施策で大賛成です。ただ、「言うは易く行うは難し」を地で行く困難な課題であり、様々な軋轢や苦労も多いと思いますが、うまく実が結べば、市にとっても市民にとっても大きな財産になると思います。	
12	「岡崎市市民参加型市政の推進に関する指針（素案）説明書」について、「特に市が抱える課題や悩みを公開します。」がとても素敵だと思いました。「行政として、こうやります！」や、「〇〇についてとりあえず意見聞かせてください！」のアプローチはよく見ますが市役所側の課題や悩みの公開は、市役所側の想いが率直に伝わってきますし、市民と同じ目線という姿勢が伝わってきます。	
13	あくまで指針ということではありますが、いくつか気になる点があります。まず「One for all All for one」の部分です。「市民参加型市政」そしてこの「One for all All for one」というものは大きな行政の姿勢として理念としては取り入れるべきものではありません。しかし、この理念を実際の手続き上に落として運用していくためには、注意を要する点が多くあるのではないのでしょうか。指針の基本理念では他の「市民」に対して「想いを巡らせる」という肯定的意味でのみ書かれていますが、そのように考えるだけである1つの事業なり計画策定のゴールに向かうことができるのかというところに疑問があります。なぜならば、「市民」というプレイヤーは、事業や計画によっては、市政なり行政に対して「市民」であると同時に「受益者」であったり「不利益を被る者」であったりするのです。この当たり前のことが実は事業や計画を進めるにあたって、歪みを生じさせる可能性があり、だからこそ実は指針だけではなく、実際「市民参加手法」を取り入れるのであれば、もっと具体的「手法」について記載されなければこの指針の妥当性についても判断しがたいところがあると思います。	市民参加の具体的な手法については、指針（素案）の第6条に掲げるとおりでございますが、御意見のとおり一言で市の計画や事業と言っても、市民参加になじみやすいものとそうではないものがありますし、その規模・性質・利害関係者は様々です。 例として挙げていただいた南公園の事例などを通して市民参加型市政の経験値を蓄積させ、いくつかのモデルケースを確立することにより、事業や計画の規模・性質・利害関係者に応じた最適な市民参加手法を選択できるよう
14	ラグビーでもプレイヤーは1つのゴールに向かうというバックグラウンドのみであるのに、ゴールに向かうために数多くの「ルール」を作っています。いわんや様々なバックグラウンドを持つ「市民」につ	

	<p>いてはより細やかな「ルール」策定が必要と思います。見切り発車は逆に市民の市政に対する信頼を一気に損ねることになります。岡崎市民の岡崎という街に対する満足度は市で取ったアンケートで見ても高いものがありますが、その満足度の高さは市政に対する信頼性からくるものであり、これまでの市政が長い間作り上げてきたものでもあります。その信頼性を損ねることがないような慎重な進め方が必要であるとも感じています。「市民参加」を否定はしていませんが、混乱は望んでいないということです。この点、やってみなければわからないという意見もあるでしょう。確かにそのように思います。どの計画や事業にも「受益者」「何も関係ない」「不利益を被る者」がありうるので、ではどの計画や事業が「市民参加」に馴染みやすいのかは難しいところです。しかし、例えば、市全体に関わる計画等は馴染みにくいと考えます。取り組みやすいものというものであれば、南公園の再整備といったような比較的範囲がわかりやすいものから、行うべきだと思います。そして今後の市民参加手法の検討につなげるためにも、どのような市民参加が行われたのかこれまでにないオープンな情報公開・広報が必要だと思います。(本来南公園の整備に関してもこの部分が足りなかったがゆえの事態が起きているのではないのでしょうか。)</p>	<p>な庁内基準や職員向けマニュアルを作成してまいります。</p> <p>いずれにしましても、市民参加によりかえって市民の皆様の信頼を損ねたり、混乱を招くことがないように、十分注意してまいります。</p>
15	<p>市としてスタンスがはっきりしていない状況、例えばあまり初期段階での市民参加は望ましいとは思えません。市は市民だけではなく、他の市や県、国に対しても説明できる事業や計画を策定することが必要です。浮足立つような市民参加は混乱の原因にもなるのではないのでしょうか。歩みは遅くとも着実に定着させていくことを望みます。</p>	<p>市の計画策定や事業推進の初期段階において市民参加の機会を設けることにより、市民のニーズを把握し、それをコンセプト等に反映させることで、後々の手戻りを防ぐことができるという利点もあるものと考えますが、御意見を踏まえ市民の混乱を招かないよう、十分に注意してまいります。</p>
16	<p>市と市民の信頼関係をどう築くかが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が担い手になるという期待もありますが、安易に期待しすぎないこと。担い手はきちんと考える必要があります。</li> </ul>	<p>市民の皆様と信頼関係を築いた上で、市政の担い手になっていただくには地道な働きかけが欠かせないものと認識しております。</p>
17	<p>市指針（素案）への対案～岡崎市民本位の開かれた市政を実現していくために～</p> <p>市民の市政参加の推進に不可欠な指針(基盤的な制度確立)とする。市民と行政が協働して魅力ある総合的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民本位の開かれた市政を実現していくためには、行政運営の透明性を確保するとともに、市民が必要とする市政情報が的確に市民に公開され、市民の市政</p>	<p>今後も、岡崎市情報公開条例に基づき適切な情報公開を行うとともに、市民参加型市政の推進により、市が推進する計画策定や事業推進における検討</p>

<p>参加を促進することが必要である。そして大事なことは、行政の実施機関にこれらに意欲的な人材を配置・育成することである。</p> <p><b>【本指針の目的に向けて】</b></p> <p>「現行の公文書公開制度（条例）に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開の制度全般にわたるより一層の整備、充実を図るとともに、市民（主権者）の市政参加を推進する実践的な仕組みづくりの具体化を本指針の果たす役割とする。」ことを要望します。</p>	<p>及び構想段階からの積極的な情報発信に努めてまいります。</p>
--	------------------------------------

【指針（素案）に関する御意見】

No.	意見	市の考え方
18	指針の素案中には、将来へ繋がる「こども」の記述がありません。是非、指針第1条又は説明書1か2中に、何らか触れていただきたい。	市の将来を担う「こども」のために市の持続的発展を図ることの重要性については認識しておりますが、市民参加型市政は「こども」に特化した制度ではないため、参考意見とさせていただきます。
19	第2条（2）のイ “本市の区域内に通勤し”、の、“し”は無くてもいいのかなと思いました。	本市の他の条例や要綱等と表記を合わせておりますので、指針（素案）の表記のままさせていただきます。
20	第2条（定義）について、実施機関が必要と認める者として専門家や先駆者を考慮に入れてほしいです。	指針に明記はしていませんが、実施機関が必要と認める者には、専門家・先駆者・本市にゆかりのある方など多様な人々が含まれるものと認識しています。
21	<p>第3条「情報共有」について、岡崎市民にとって太陽の城跡地活用の問題は、今年の市長選挙以来の懸案であった。本年5月以降市は、地域交流センターでのパネル展示とアンケートや団体向け広聴会、またほっとミーティングを実施し、広く市民の意見を聞いてきた。しかしそこで提供された資料は、この案件を市民が把握するうえで、十分なものであったのかということについて疑問が残る。</p> <p>① コンベンション施設の是非を考えるうえで「本市は公共施設が多く、今後更新費用に580億円、建物は15%、インフラは5%削減が必要」（岡崎市公共施設等総合管理計画）という計画が出ているにもかかわらず、その事実を提示したうえで公聴を行わなかった。—このことは10月28日の市議会全員協議会での質疑の中でも確認されている。</p> <p>② 太陽の城跡地活用の問題は、コンベンション施設の実施とホテル誘致の是非の二つである。しかしホテルを建設する市有地を民間事業者に格安の地代で貸す情報は、一切出されていない。</p>	<p>御意見をいただいた「情報公開に努め」の部分については、第3条第1項の規定と重複するものと考えます。</p> <p>また、「つつみかくさず」の部分については、岡崎市情報公開条例に基づき適切な情報公開を行っているものと認識しています。</p> <p>そのため、第3条第2項については指針（素案）の表記のままさせていただきます。</p>

	<p>③ 令和2年2月にコンベンション施設整備事業の優先交渉権者が決定したが、情報公開請求にもかかわらず未だに公開されておらず、市民は多角的な判断のしようがない。情報公開は市民参加の大原則である。</p> <p>以上のことから第3条第2項を、次のように修正されたい。(下線の部分)「2 実施機関は<u>情報公開に努め、市政に関する正確でわかりやすい情報を<u>つつみかくさず</u>迅速に提供し、これを市民が容易に得られるよう努めるものとする。</u>」</p>	
22	<p>第4条第1項で「市民参加の拡充推進」について規定されていますが、厳しい財政状況のなかでも市民参加を推進していく岡崎市の強い姿勢を示すように「必要な財源の確保に努める」旨を明記していただきたい。</p>	<p>厳しい財政状況のなかでも市民参加を推進していく重要性については認識しておりますが、市民参加は必ずしも予算措置が必要なものばかりではないため、参考意見とさせていただきます。</p>
23	<p>第4条「市民参加の拡充推進」について、9月26日に南公園ほっとミーティングが開催された。今後の南公園の改修について近隣の住民、子ども、市民から南公園の改修についての声を、市長が直接聞き取るというものであった。この案件に関しては、すでに市から「南公園基本計画(素案)」が発表され、PFIによる全面改修が計画されている。しかし話し合われたことは、どのように南公園を利用しているか、どのような施設を望むかということについてがほとんどであり、肝心の基本計画についての市の説明と、それに対する市民の意見を聞くということがなかった。市が進めようとしている計画に対する市民の意見こそが、この催しの核心であったはずである。</p> <p>以上の理由で第4条第1項を、次のように修正されたい。(下線の部分)「実施機関は、積極的に市民参加の機会を設け、<u>市の計画に対する意見を聞き取り、市民の意見等を施策へ反映するよう努めるものとする。</u>」</p>	<p>御意見をいただいた「市の計画に対する意見を聞き取り」については、第2条の市民参加型市政の定義において規定をしておりますので、参考意見とさせていただきます。第4条第1項については指針(素案)の表記のままさせていただきます。</p>
24	<p>第4条第2項</p> <p>“反映することが出来ない場合”について、仮に広く市民に周知することができたとして、なおかつ市民にとって大変興味深い事項だった場合、50件の意見が寄せられたとして、40件の方から理由を求められたら全ての方に説明をせざるを得ないことになると思います。例えば、この一文の中に、類似の意見はまとめさせていただくとか、内容が合致しないものや、逸脱しているものは検討させていただいた上で精査していく旨の文言を入れておくなど(あくまで例です)、多数の意見が寄せられた際に、問い合わせが少</p>	<p>職員の負担について御配慮をいただき、ありがとうございます。御意見を踏まえまして、市民の意見等を施策へ反映することができない場合の理由の説明方法については、職員向けマニユ</p>

	<p>しでも少なくなるような文にしておいた方が、職員の業務が多忙になるのを防げるのではないかと思います。</p>	<p>アルの中でルールを明記するよういたします。</p>
25	<p>指針第4条第2項について、市民から理由を求められて説明しなければならないとありますが、確かに聞きっぱなしというのは不満のもとであり、説明しなければならないというのは大切なことだと思いますし、しなければならないとも思います。しかし、これは誰がどのような形で説明するのでしょうか。担当者からなのか所属長からなのかもっと上の役職の方なのでしょうか。非常に重い責任を持つことでもあると思いますので、内部規定でいいとは思いますが、職員に過度な負担がかからないかを心配するところでもあります。</p>	
26	<p>第5条（市民参加の対象）について、市民参加の対象事業にするかどうかは、各実施機関が判断するのではなく、専門的な機関が統一的に判断し、時期、参加手法も示していく事が必要だと思います。</p>	<p>市が推進する計画策定や事業推進の規模・性質・利害関係者・求められるスピード感などは様々です。そのため、まずは各実施機関が市民参加の対象事業とするかどうか判断すべきと考えますが、いただいた御意見を踏まえまして、専門的あるいは第三者的な立場の機関の必要性については、今後市民参加型市政を推進する中で検討してまいります。</p>
27	<p>第5条第2項（2） “その性質上市民参加になじまない”の“なじまない”の言葉に何となく違和感があります。</p>	<p>行政が作成する条例や要綱等においては一般的に使用する表現のため、参考意見とさせていただきます。</p>
28	<p>第6条 市民参加型市政の推進なので、できるだけ多くの市民に広く周知することが必要だと感じました。市政に関心をもって自発的に検索する人や、情報を収集しようとする人は容易に入手することができますが、日頃からあまり関心のない方々には、(1)~(11)の発信で目に留まりやすいのは、市政だよりと、パンフレットだけなのかなと思いました。少しでも広く市民の目に留まる様にするために、リーフレットも有効なのかなと思いました。リーフレットは、ピンポイントでお知らせするパンフレットとは違い、配布期間が長期に亘ってもいいものですし、三つ折り等で置きやすく扱いやすいですし、カバンに入りやすい</p>	<p>市民参加型市政においては積極的かつ分かりやすい・見やすい・探しやすい情報発信が重要であると認識しています。</p> <p>情報発信に関する職員の意識改革を図るため、職員向けのセミナーや研修などを企画したいと考えています。</p>



	<p>ので持ち歩くのに便利なのかなと思いました。「岡崎市は市民参加型市政を推進していきますよ」・「市民の多数の意見を募集しますよ」・「PC を使用される方はこちらから情報を入手できますよ」・「PC を使用されない方は〇〇等がありますよ」等、前宣伝のような内容で色んな場所に置いて周知することで、実際に各々の事項について意見を募集した時に意見が集まりやすいのではないかと思います。</p>	<p>また、いただいた御意見を参考にさせていただき、分かりやすい・見やすい・探しやすい情報発信の工夫を検討してまいります。</p>
29	<p>第6条(市民参加手法の実践)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加を効率的にするため、段階ごとに目的を明確にし、次の段階では前の段階に後戻りしないよう実践できるといいと思います。</li> <li>・参加手法にもよりますが、担当機関が実施する事で対立構造や一方的に聞き置くといった結果にならないよう、専門部署や第三者による参加手法の実践が望ましいと思います。</li> <li>・市民、市、専門家から意見、考えを出し合い、三者が目的に向けて合致点を目指す内容になる事が望ましいと思います。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえまして、段階ごとに市民参加の目的を明確にし、次の段階で前の段階に後戻りしないような運営に努めてまいります。</p> <p>また、専門的あるいは第三者的な立場の機関の必要性については、今後市民参加型市政を推進する中で検討してまいります。</p>
30	<p>第6条第2項(2)の部分で附属機関でも市民参加の推進を求めています。この点は評価すべきものと思いますが、委嘱された公募委員については会議の中で出される個人情報や市内部の情報等にも留意するような高度な責任があると思います。このような市民参加の方法については、責任においても様々な体系があると思うので、この点も留意いただきたいと思います。</p>	<p>「岡崎市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、附属機関における公募委員の積極的な登用に努めてまいります。また、附属機関の委員は市から委嘱する特別職非常勤職員でありますので、その職責を果たしていただくよう留意してまいります。</p>
31	<p>市民参加を行政が主体となって進めようとする、総代さんなど年齢の高い男性の声を重視する傾向があります。地域を動かしていく上で、こうした地域を代表する方々の意見は尊重すべきですが、まちの未来を担う子ども、若者たちの声を聴くことも、同様に尊重すべきと考えます。例えば、近年の新しい地域自治を巡る実践の中では「全住民アンケート」といって中学生以上の住民、一人一人(世帯単位ではなく、個人単位)から意見を集めるような手法を導入する例も出始めています。愛知県内においても、「こども議会」「若者議会」といった形で、積極的に次世代の声を市政に反映させる工夫が見られます。以上により、指針の中で、意識的に「次世代の声をきく」ことについて言及していただきたいです。あわせて、そこから派生して、社会的弱者(障がい者など)や女性の声を聴く、という記載があってもいいかもしれません。</p>	<p>市民参加型市政は「若者」に特化した制度ではありませんので、指針の中への加筆は差し控えさせていただきますが、若者を始めとした多様な市民の声を聴き取る重要性は認識しております。</p> <p>市民参加型市政を推進するに当たっては、SNSやデジタルツールを活用するなど、従来はなかなか市政に関心</p>

	市民は多様であり、その多様性を前提として市民の声をきく、という表現が加筆されるといいのではないのでしょうか。	を持っていただけなかった若者を意識した取組を検討してまいります。
32	指針で位置付けられている市民参加型市政は、誰が、どのように行うのか、という推進主体の明記がないのが気になりました。想像するに、岡崎市の職員が、きちっと市民参加に対して向き合う、ということだと推測しますが、事業実施主体が、事業計画に関する意見を聞く場合、事業の実施がしやすい枠組み(そうでない意見を入れにくい形)で意見を聞く、という問題が起こる危険性があります。例えば近年では、公共空間の計画策定に関するワークショップを開催するにあたって、建築設計者やデザイナーとは別の立場、第三者的な立場で、市民参加をコーディネートする専門家、いわゆるファシリテーターを登用する例が一般化しています。以上により、今回提案されている市民参加型市政を推進するうえでも、第三者的な立場の専門家を位置付けるなど、市民参加型市政の実務の進め方に関する内容も加筆してはどうかと思いました。	お見込みのとおり、本指針は市民参加型市政を推進するに当たって市が遵守すべき事項を規定したものですので、推進主体は市となります。 御意見を踏まえまして、市民参加の機会におけるファシリテーターの活用や、市職員のファシリテーション能力の向上などの取組を検討してまいります。
33	本指針(素案)は、なぜ「市民の市政参加を推し進めるための指針である」としないのですか。行政(役職者の方ほど)が、市民参加を鬱陶しい、面倒くさい、市政のことは行政機関と議会に任せておけばよい、と思ってみえませんか。市民参加型ではなく、市民参加を促進することが①市民の権利であり、②行政の責務でしょう。その基本事項①、②を明記することを要望します。本指針(素案)は、プロセスから決定まで、行政が主体で実施することが強調され、「反対意見」への対応を繰り返していますが、少数意見(市民、議会、行政内)への対応が不明瞭です。	本指針は市民参加型市政を推進するに当たって市が遵守すべき事項を規定したものですので、市民の権利等について規定するものではないと認識しています。 御意見を踏まえまして、計画の策定や事業の推進において、積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、少数意見も含めて多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。
34	総じて、違和感が在ります。市民の声をちゃんと聞く仕組みが重要です。当該指針(素案)で現状の情報開示も形だけで、実態は真っ黒、真実が闇の中の様相。市政に対する市民の共感と納得感を得ること、理解と信頼を深めることができますか。本指針(素案)は消極的と言うより、打算的な内容になっていませんか。改めて、検討をお願いします。	岡崎市情報公開条例に基づき適切な情報公開が行われているものと認識しています。 御意見を踏まえまして、計画の策定や事業の推進において、積極的に情報

		<p>を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、少数意見も含めて多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。</p>
--	--	--

【指針（素案）説明書に関する御意見】

No.	意見	市の考え方
35	<p>説明書を拝見しての全体的な感想として、ラグビーに例えて記載されている箇所もあり、大変分かりやすく、納得しながら拝読させていただきました。特に説明書のP2“なぜの視点を大切にします”は、とても素晴らしい考え方だと思いました。反対意見や非協力的な態度を引き起こしてしまうのは、この“なぜ”を最初の段階でしっかりと具体的に（あらゆる対象者を想定して）説明していないことから起こってくると思うからです。率直にこの説明書には、あらゆる立場の市民に寄り添う姿勢や、温かさ、優しさが言葉の端々から感じられて、大変心地よく読ませていただきました。だからこそ、この市民参加型市政の取り組みを応援したいと思いましたが、意義のある取り組みだと感じました。</p>	<p>市民参加型市政の推進について御賛同をいただき、ありがとうございます。計画の策定や事業の推進において、積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。</p>
36	<p>指針を作成し運用していくことには賛同しますし、素案についても指摘事項はありません。ただし、説明書の中にはしっくりこない点があります。</p> <p>「2 市民参加型の市政の基本理念（1）市民参加型市政で目指す理想の姿」</p> <p>冒頭、ラグビーをはじめとした…「One for all, All for one」をあげておられます。第二パラグラフは、One for allの部分ということで、理解できますが、第三パラグラフはAll for oneの部分「みんなはひとりのために」の直解かなと読み取りました。ラグビーで言うAll for oneはみんなで一つの目的に向かおうという意味でつかわれているように理解しています。その意味では、住みよい市政、みんなが住みたくなるまちづくりを目的意識にあることを補足することが引用文の理解についてはしっくりくるように思います。市が出す文章では、本来意図する意味と齟齬があってはいけないと思います。</p>	<p>御意見を踏まえまして、「All for one」には「全員は1つの目的のために」という意味もあることを説明書に追記いたします。</p>
37	<p>2ページ、3ページで反対意見について触れておられます。反対意見に耳を傾けることは大事ですが、その人たちにも理解していただくよう、ある種説得するような書きぶりに感じました。All or nothingではなく、最大公約の幸福の実現で落ち着き、(4)で書かれているように優先順位等で意思決定がなされていくわけですから。</p>	<p>反対意見をお持ちの方を説得し、すべての市民の方に賛成していただく、というのは現実的には難しいものと認識しています。その中でも、積極的な情報発信と幅広い市民参加の機会を設けることにより、反対意見をお持ちの方にも納得感を持っていただけるような市政運営に努めてまいります。</p> <p>また、最終的には市が市民の皆様の関心や利害を把握し、多様な意見を調</p>

		整し、責任を持って判断をしてまいります。
38	<p>説明書にて、市民協働と市民参加型市政が対比的に記載されています。市民参加型市政が計画への参加、市民協働が実践への参画、という住み分けがあるように読みました。であるとすると、計画から実践への連続性が担保される必要があると考えます。例えば、岡崎市の市民協働条例の中では、その推進拠点として、地域交流センターや図書館交流プラザが位置付けられています。このことを考えると、市民参加型市政の推進に対して、これらの拠点施設が位置付けられるなど、一定の関係づけが必要と思います。これは一例ですが、いずれにしても、計画に反映されたものが、実施や実践の場面で市民が関われるようにする、その連続性を担保する記載があるとよいと思います。</p>	<p>説明書においては、今までの市民協働との違いを分かりやすく説明するため、市民参加型市政と市民協働を対比するような記載になっておりますが、本来は地続きのものであると認識しています。</p> <p>市民参加型市政の経験値を蓄積させながら、合意形成プロセスに参加することにより共感や納得感が高まる→実施・運用段階における担い手へ移行していただく、といった相乗効果を生み出していけるよう努めてまいります。</p>

【市民参加型市政の制度運用に関する御意見】

No.	意見	市の考え方
39	この制度は、実際の運用面で実務担当課等が戸惑うこともあろうかとお察いたします。そこは、管理部門である行政経営課等と一緒にバックアップされ、是非とも課題等の解決に当たって制度の運用をお願いいたします。	職員が一丸となって市民参加型市政を推進することができるよう、今回のパブリックコメントでお寄せいただいた御意見を参考にしながら、市民参加型市政の基本理念や具体的事務手順を見やすく・分かりやすくまとめた職員向けマニュアルを現在作成しています。
40	従前より住民参加の方策として、パブリックコメント、執行機関の附属機関等への参画ほか目安箱、アンケート等その他の方法により行われてきたと認識しています。しかしながらパブリックコメントは計画策定後など限定的であり、審議会・協議会も限られた委員の中での意見であり限定的であると感じています。指針中、市民参加手法にはすでに行政手続条例上、公聴会の開催が法制化されたものもあり、パブリックコメントのように要綱で運用しているものもあります。また出前講座も開催手引きがあります。そこで、運用段階に入り、実施機関がいかに有効かつ多くの参加が得られるよう複数の手法を併用とあります。よって、それらを実施するにあたり、実施機関がスムーズに開催できるよう、標準開催手引きのようなものが必要ではないかと考えます。	市民参加型市政の経験値を蓄積させながら、職員向けマニュアルや庁内ルールも随時見直しながら、市民参加型市政がより良い制度となるよう努めてまいります。
41	当指針については賛成ですが、指針に従って実践していく段階では、考えなければいけないことがたくさんあると思います。当指針が実践され、期待通りの効果が発揮されるよう期待しています。	
42	「市民参加」は非常に重要なことですが、「市民参加」の形だけの結果を求めるのではなく、効果的な「市民参加」を作り上げるためにより綿密な「ルール策定」を求めたいと思います。	
43	岡崎市のホームページ検索の体験から感じることは、なかなか目的のページにたどり着かないという実感です。リンクを張ってありますが、ワンクリックで、それに関連する岡崎市が提供する情報に素早く到達できる方法を、そして戻る方法をわかりやすく構築してもらいたいと思います。	市が発信する情報が分かりにくいといった御意見はかねてよりいただいております。市民参加型市政においては積極的かつ分かりやすい・見やすい・探しやすい情報発信が重要であると認識しています。
44	情報共有の対象者について、対象者がどう選定されるか、どの程度の規模か、等々が不明確。テーマに応じて対象者の選定・規模等をファン・担い手を増やす観点で規定されたらいかがでしょうか？（未来投資案件と目先の具体的案件とでは、対象者が明らかに異なる。）	
45	情報共有について、手段として市民広聴会、オープンハウス、シンポジウム、地域説明会等々と広く手段を設定されているが、「実施部門はその一部の手段を活用」とあり、結局従来と変わらない手段となるのでは？対象者への情報共有の程度を規定したらいかがでしょうか？	情報発信に関する職員の意識改革を図るため、職員向けのセミナーや研修などを企画したいと考えています。

46	<p>この指針には「市民参加」の手法についていくつか挙げられていますが、特にパブリックコメントや市民説明会でいつも思いますが、パブリックコメントの件数や市民説明会の参加人数はほとんどのものでかなり少ないです。市民説明会で数名しか集まらなかったというものも過去あったと知っていますが、どういいう広報をしたのですか？と市の方に聞くと、「市政だより」に掲載しました（町内によっては回覧板で回してくれるところもあったかと思いますが）くらいでした。その市民説明会は将来的には市民に影響のある計画だったと思いますが、それを理解することは難しいいうえに掲載されるのみであったら、かなり意識の高い市民でなければ参加は難しいと思います。「参加しましょう」と声高に言ったり、張り紙を出したりするだけでは、偏った「市民」の意見が集約されるだけでまた歪みが出る一因にもなります。どうしたら幅広い「市民」が多く参加することができるのかを言及しなければ、指針としては不十分だと思います。</p>	<p>また、いただいた御意見を参考に、分かりやすい・見やすい・探しやすい情報発信に努めてまいります。</p>
47	<p>これまで全く市民参加がなかったわけではないと思います。QURUWA 事業については、私はほとんど知らなかったのですが、地元も含めてかなりの市民・事業者の参加があったのだということを知りました。情報公開が市全体に広がっていなかったことも原因ではと思いました。この情報が全体に共有なされなかったゆえに事実が事実として捉えられなかったりした部分もあると思います。事業に市民やいろいろな立場として参加していた方々は形になった喜びとともに市民全体に伝わりきらなかった落胆もあったのではないかと拝察します。市民参加したことで落胆されるような状況は望ましくはありません。その点からいっても、「市民参加」のみを高らかにうたうだけではなく、「効果的な広報取り組み」も同じようにうたってほしいと思います</p>	
48	<p>検討及び構想段階から市民に向けて積極的に情報を発信とありますが、情報公開条例中、調査・研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する恐れのあるものは非開示情報となっています。実施段階で改めて徹底すべきと思いますが、いかに考えますか。</p>	<p>御意見を踏まえまして、改めて岡崎市情報公開条例を遵守するよう徹底してまいります。</p>
49	<p>岡崎市が推進しようとする重要な施策については、条件を定めて常設の「住民投票条例」を設けていただきたいと思います。</p>	<p>市民参加の手法として住民投票を取り入れることは現在考えておりませんが、計画の策定や事業の推進において、積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。</p>
50	<p>公共物の建設については、市民が直接投票による決定をした方が良いと私は考えます。今までの行政は上からのトップダウンの市政でしたが、これからの市政は下の意見を集約して、ボトムアップの時代です。</p>	<p>市民参加の手法として住民投票を取り入れることは現在考えておりませんが、計画の策定や事業の推進において、積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。</p>

51	<p>今ある事業の見直しもしていただきたいです。一度始めるとやめることが難しくダラダラ無駄金を使っているか気になりました。最近出産をしましたが、赤ちゃん訪問と保健所の訪問とで何回か電話のやりとりをしましたが違いがよくわかりませんでした。気にかけてくれているのはありがたいことです。しかし、何度も連絡があり同じような支援をしてくれているのに、部署内の連携や他部署との連携ができてないのかなと感じました。市民の意見と同時に市役所や他機関との連携もお願いしたいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえまして、既存事業の見直しや庁内の部署間連携の向上に努めてまいります。</p>
52	<p>このパブリックコメントをとり、実践して、数年後にまた総括してやっていくようよろしくお願いいたします。</p>	<p>市民参加型市政に正解やゴールは無いものと考えておりますので、試行錯誤をしながら、指針そのものも随時見直しながら、岡崎市版の市民参加型市政を作っていきたいと考えております。</p>
53	<p>市民参加をオール岡崎で考えると、これは広報・広聴並びに市民協働の理念にも共通するものであり、実施後の結果の公表に合わせ、次につなげるための検証が必要ではないかと考えます。</p>	
54	<p>形骸化しないで、より良い内容を継続的に追求していくために、PDCA サイクルがきちんと機能するような体制を作ってほしいと思います。</p>	
55	<p>PDCA サイクルを補完するものとして、「市民参加検証委員会（仮称）」の設置を提案します。この指針に基づき市民参加となった案件について、市民の意見が出され、それを受けて内容がまとまったものについて、一般市民を含む「市民参加検証委員会（仮称）」が毎年検証を行います。</p>	
56	<p>検証の結果、最も優れたものを「市民参加大賞（仮称）」として表彰します。表彰のポイントは、案件の規模や出された意見の数ではなく、出された意見とそれを反映する過程が、「どれだけ指針の趣旨に添っているかどうか」にあると思います。</p>	
57	<p>公共建築(施設)づくりは、情報公開・住民参加が原則です。公共建築(施設)は、地域社会に大きな役割を担い、影響力を持ちます。公共施設の構想策定、計画立案、設計の各段階の住民参加の促進は市の責務です。情報公開と住民参加は一对、「公開なければ、参加なし」と言われるほど情報公開が重要です。残念ながら、行政主導を当たり前のように進めてきた岡崎市は、市民・住民の要望(参加)に応えるノウハウを持っていません。専門家がいません。一方、プロジェクトの途中において行政サイドの一方的な方針変更、住民合意形成と議会の不整合、事務局の意図的な誘導といった問題が日常化していませんか。特にPFI事業にあっては、施設設計(内容)案を決めるコンペ方式ではなく、設計・施工及び運営事業者を選定するプロポーサル方式を採用しています。そして、事業者主導・事業者オンリーの「非公開、最小限の情報開示」がまかり通っている事業(特に建設事業)プロセスの公開がとりわけ重要でしょう。</p>	<p>本市における公共施設整備は必要な手順やルール等を遵守して推進しているものと認識しています。</p> <p>公共施設整備を含め、計画の策定や事業の推進において、積極的に情報を発信した上で、幅広く市民参加の機会を提供し、多様な意見を聴き取りながら、共感や納得感のある市政運営を目指してまいります。</p>



	<p>1 構想・計画・設計プロセスの公開と住民参加を図ることが不可欠。これまでのような、行政がつくって与える」から、これからは、「住民が主体となってつくる」へ。これを住民参加型施設づくりの基本にしたいものです。</p> <p>2 PFI 方式を採用する公共施設整備運営事業にあつては、建設事業と運営事業を分離すること。そして、設計施工分離の原則に立ち返ること、少なくとも工事監理業務は単独(分離)発注することが重要です。 ～建設工事で繰り返される不適正、不具合な事案を未然に防止するために～</p> <p><b>【重点的事項】</b></p> <p>1 市の公共建築の構想・計画立案(プロセス)において、国や県頼りやコンサルタント任せにしないこと。尚、この段階のプロセス公開がとりわけ重要です。</p> <p>2 住民参加による施設づくりをコンセプトとする計画立案・設計者を選定すること。</p> <p>3 計画段階から住民参加の促進を図るための措置として協議会制度(住民が主体：公募を含む、専門家はアドバイザー)、住民が市に対して、構想や計画の見直しを提案できる制度を創設すること。</p> <p>4 バリアフリー法に学び、住民の参画、意見の反映、そして施設設置管理者による職員などの教育・研修等を推奨すること、マニュアルを整備すること。</p>	
58	<p>市民参加への行政の確固たる信念と体制、粘り強い取り組みを期待します。本市等の有するその諸活動を市民(主権者)に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を推進する。それらの検証があつて、市民の理解と信頼の確保を図るものとすべきでしょう。市民の「共感や納得感を得られる」-本指針(案)、「理解と信頼を深める」-本市情報公開条例-ように努める上で大事なものは、①まず、これまでの情報提供(公開)、市民の市政参加に係る真摯な評価(総括)を公開して実施し、課題・改善点を明示すること、②本指針(素案)の第3、4、5条に関して、情報を開示・公開しないとする、市民の意見等を施策へ反映することができないこと、住民参加の機会を設けないものとする事案に付き、実施機関等が行き過ぎた判断をしないための歯止め措置(第三者による審査等による根拠・理由の客観的な照査の実施、決裁の公表)を設けること等です。</p>	<p>本市では今までも適切な情報公開を行うとともに、様々な機会において市民の御意見をお聴きしながら市政運営を行ってまいりましたが、様々な制度等を包括する庁内の統一的なルールや考え方が無いことが課題でした。</p> <p>今後は、本指針に基づき、職員一丸となって住民参加型市政を推進してまいります。</p> <p>また、専門的あるいは第三者的な立場の機関の必要性については、今後市民参加型市政を推進する中で検討してまいります。</p>

59	<p>他市民の声が、リアルタイムで分かる嬉しい(+α市役所の想いや、考えもリアルタイムに分かるとより嬉しい)です。本指針の目的は、あくまで市政運営の向上が主軸だと捉えているのですが、個人的には市役所としてどのような施策を行っていくのかだけでなく、同じ世代の方が今どう思っていて、何に困っているのか?逆に、自分の考えについて他市民からも意見が欲しい、と思うことがあります。対行政とまではいかないが、こうなったらいいのに…と普段思うこと、イベントに参加してその時思ったこと、りぶらに行って思うこと等を気軽に市民同士が発信する、これが、リアルタイムにできれば、市民の本質的な課題や意見が抽出できる、市民の御意見番になりやすいご高齢の方等や、課題を持ちやすい地域に偏らない幅広い意見が集まる、市民が市政をもっと自分事化できる、といったメリットがあるのではと思いました。</p>	<p>市民参加型市政をより良い制度とするための具体的な御提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>市民参加型市政を推進するに当たっては、SNSやデジタルツールを活用するなど、従来はなかなか市政に関心を持っていただけなかった若者を意識した取組を検討してまいります。</p> <p>また、いただいた御意見を参考に様々な工夫も検討してまいります。</p>
60	<p>情報受発信の場が、生活圏にあると良いのではないかと。例えば、自分として岡崎市の情報受発信場がどこかを考えてみると、今は岡崎市 LINE、インスタグラム、Twitter です。(ほとんどがオンライン) プラス、リアルな場所(オフライン)で言えば、岡崎市内では東岡崎駅を多用、りぶら・籠田公園・東岡崎周辺の飲食店等はたまに利用します。そのような生活圏で、例えば、看板やデジタルサイネージを活用し、情報発信されていたら目に触れる機会はさらに増えるだろうと思います。人によって、そのような利用場所は変わってくると思うのですが、世代別で見れば大きく変わらない気もするので、情報受発信の場を、オフラインとオンライン、オフラインの中でも生活圏で特に多く見られる場を活用していくのも、ありかなと思いました。</p>	
61	<p>先日同級生と話していた際に、県外に出て改めて岡崎市の良さを知った、最近岡崎市に戻ってきて周りに岡崎市を自慢している、岡崎って住みやすくて本当丁度いいよね、と言っていました。私もインスタグラムで岡崎市の良さを勝手に発信してたりします(笑)。20代・30代の地元愛って意外と(?)大きいのではと思います。是非そういったリアルな声や意見が可視化される仕組みがあれば、岡崎市側への市政運営フィードバックはもちろん、県外PRにも活用していけそうだなと感じました。</p>	
62	<p>こういうやり方は良いと考えます。今までは、目安箱により個人の意見を聞いていましたが、いつの間にかこの制度もないがしろになりました。</p>	
63	<p>行政が地域と共生し、草の根的に市民参加を得るには、目安箱を各市民センターに設置して活用を図る方法もあるのでないかと考えます。</p>	

【市の施策や個別事業に関する御意見】

No.	意見	市の考え方
64	<p>新しい口腔ケアを市民の方々に実践・指導して市を活性化する、健康啓発活動を行っています。本活動は、スマートポインターを使用した新しい口腔セルフケアを市民に啓発指導を行い、市民自ら健康保持・増進・病気予防・身体機能回復等が出来る、セルフケアによる啓発活動です。市民が元気になれば、市民活動は活発になり、医療費は節約できます。さらに生活の質の向上につながります。</p>	<p>今回は「岡崎市市民参加型市政の推進に関する指針（素案）」に対する御意見の募集ですので、市の施策や個別事業に対する御意見への回答は差し控えさせていただきます。</p>
65	<p>東岡崎駅北側について、新しく綺麗になったのですが以下の点を意見としてあげたいです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 雨に濡れる。各テナントの雨よけも短くまた、ビアホールになるところの導線や立体駐車場に入るところについて、雨よけがない箇所が多々ありせつかくきれいで便利なのに傘が手放せないです。デザインも大切ですが雨に濡れないように雨よけをつけてほしいです。</li> <li>2 バリアフリースロープが少なすぎて階段を登れない子供や車椅子はかなり遠回りしなくてははいけないのでスロープを追加してほしいです。それと東岡崎駅前には路上喫煙禁止エリアにも拘わらず喫煙している方が多く見えます。その点について、職員の見回りをしていただき、分煙の徹底をしてほしいです。</li> </ol>	<p>なお、市民参加型市政を推進することにより、市民の皆様が市政により関心を持っていただき、市に対して幅広い御意見をいただけるよう、積極的な情報提供と市民参加の機会の提供に努めてまいります。</p>
66	<p>市役所にもっと権限を 私の自宅の真裏が足場の資材置き場となっており大変暮らし難い状況となっております。環境保全課さんにも相談掛けても法規制が無く注意ぐらいしかできないとのことで、もう少し市民を守る為市役所の方にも権限を与えた仕組みが必要だと思えます。民間には介入できないとのことで、こちらは泣き寝入りするしかなく、もっと市民を守ってほしいです。法の隙間を縫ったような業者がいることを知ってほしいです。</p>	<p>また、いただいた具体的な御意見については、各担当部署と情報共有いたします。</p>
67	<p>岡崎市は第二東名・伊勢湾岸道中央自動車道とかなり恵まれており、またそこを使うにも交通網が時間的にも便利な地理にあります。本当にもったいなく思うのは、岡崎駅しかり、東岡崎駅しかり、なぜあのようにさみしいのでしょうか？残念で仕方ありません。東岡崎駅は近くに岡崎城もあり菅生川もあり大変良いところが沢山あります。新しく作られた川に沿ってのオープンな飲食店、あれは良いと思います。折角風光明媚な川があるので、そこを使いアウトドア系の飲食、たとえば簡単に言えばお洒落なバーベキューがやれる店舗とかオープンな飲食ができる店とかいかかでしょうか？あと、小さい子供達が遊べるスペースは沢山あったら良いと思います。このネットの時代、他市からも来ると思います。若い赤ちゃん連れのお母さん達は、今はネットで調べて車で行く時代なのでぜひよろしくをお願いします。</p>	

68	<p>「公立保育所等の民営化に関する基本の考え方」についてお願い</p> <p>公立保育所等のほとんどを民営化するとした決定は前市長さんの時の事と察しますが、少なくとも市役所便りに掲載すべき事であったと思います。市のホームページは高齢者では十分活用する人は少ないのが現状です。今後、市全体に関わる案件は決定前に市政だよりや市民公聴会で広く市民に知らせ聞いていただき知らせていただきたいです。(民間移管したものを「公立へ戻せ」と民間事業者には言えません！)</p>	
69	<p>保育所は働く保護者等を補佐する機能とともに、こども側からは、十分な保育教育を受ける権利を有しているところでもあると思います。民間保育所等も大切な機関ですが、「公立」は岡崎市民の「公共」として、「公正」で「質を担保し」、各々の法律にのっとってこどもを健やかに成長させる責務を担っています。民間保育所を「公立」並みにひっぱっていくモデルとしての役目もあります。殆どの園を民営化する考えは公共・市としての自殺行為・役割放棄と思います。いったん中止か見直しを求めます。</p>	

※いただいた御意見は、趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。